

大田原市における人事行政の運営状況

市職員の任免や給与など、本市における人事行政の運営状況についてお知らせします。市民の皆様に本市職員の職員数や給与など人事行政全般の実態を知っていただくことで、一層のご理解をいただくために公表するものです。

◇職員の任用状況（令和3年4月1日採用者数）

- ・競争試験による採用者数 8人
- ・その他 1人

◇職員の退職状況（令和2年度中）

- ・定年退職 10人
- ・応募認定退職 3人
- ・普通退職 5人
- 計 18人

◇部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

		職員数（人）		対前年 増減数 （人）	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
一般行政部門	議 会	6	6		
	総 務	128	137	9	育児休業等職員の増加に伴う増
	税 務	38	37	▲1	固定資産税業務の見直しに伴う減
	民 生	102	97	▲5	退職職員の不補充による減
	衛 生	38	38		
	労 働	2	2		
	農林水産	34	35	1	農政関連業務の充実に伴う増
	商 工	9	8	▲1	商業振興関連業務の見直しによる減
	土 木	53	49	▲4	課の統廃合に伴う減
	小 計	410	409	▲1	
特別行政部門	教 育	96	90	▲6	退職職員の不補充及び施設管理業務の見直しによる減
	小 計	96	90	▲6	
公営企業等会計部門	水 道	10	9	▲1	課の統廃合に伴う減
	下 水 道	13	13		
	そ の 他	39	38	▲1	欠員の不補充による減
	小 計	62	60	▲2	
合 計		568	559	▲9	

（注） 職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、市長・副市長、教育長、臨時・非常勤職員、会計年度任用職員、一部事務組合への派遣職員を除きます。

◇定員適正化計画の概要および進捗状況

●計画期間

- ・令和3年度から令和7年度までの5年間です。

●基本方針の概要

- ・基準年度の令和2年4月1日現在の職員数568人を、令和7年4月1日現在で543人とし、25人（4.4%）の純減とします。
- ・職員定数の削減は、退職者の不補充や、市政の課題や市民ニーズに適切に対応するための柔軟な人材配置を行いつつ、計画的な職員採用により行います。
- ・職員定数削減と市民サービス向上の両立を図るため、民間委託の推進、指定管理者制度による市施設の管理運営など、民間事業者を活用した取り組みを積極的に行います。

●定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

期 日		令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日	令和7年 4月1日
各年度の 職員数	計 画 (A)	560人	555人	549人	549人	543人
	実 績 (B)	559人				
計画と実績の差 (B) - (A)		▲1人				

(注) 実績職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、市長・副市長、教育長、臨時・非常勤職員、会計年度任用職員、一部事務組合への派遣職員を除きます。

◇人事評価の実施状況

本市では、公平な評価によって職員の能力開発と業務改善を促し、公務効率の向上及び組織の活性化を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

●能力評価

・職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価しています。

●業績評価

・職員があらかじめ設定した業務目標の達成度又はその他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価しています。

●被評価者の範囲

・人事評価の対象となる職員は、評価期間に在職する一般職の職員としています。

●評価期間

・毎年4月1日から9月30日までを上期とし、10月1日から翌年の3月31日までを下期としています。

●人事評価の結果の活用

・人事評価の結果は、被評価者の給与、その他の人事管理の基礎として活用しています。
・評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めています。

◇人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額	人件費	人件費率	平成30年度 の人件費率
令和元年度	人 70,896	千円 32,264,258	千円 4,971,528	% 15.4	% 14.3

◇職員の給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和元年度	人 510	千円 1,959,399	千円 410,714	千円 823,247	千円 3,193,360	千円 6,261

(注) 一般行政部門と教育部門の一般職の給与費の決算額です。職員手当には退職手当を含みません。

◇職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大田原市	円 310,700	円 371,317	歳 40.3	円 304,200	円 340,250	歳 51.3
国	327,564		43.2	287,283		50.9

(注1) 「給与」は「給料」に「諸手当」を加えたものです。

◇職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		大田原市	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円

◇職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,000 円	351,150 円	380,375 円	410,280 円
	高校卒	—	300,600 円	359,567 円	380,450 円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

◇一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
標準的な職務内容	部長等	課長等	課長等 総括主幹等	主 幹 副主幹	係 長 主 査	主 査	主任主事等	主事等
職員数 人	13	27	26	57	63	132	39	42
構成比 %	3.3	6.8	6.5	14.3	15.8	33.1	9.8	10.5

◇主な職員手当の状況（1）（令和2年4月1日現在）

区 分	内 容
扶養手当	(1) 配偶者 6,500 円 (2) 子 10,000 円 ①満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子についての加算 5,000 円 (3) 父母等 6,500 円 ※行政職給料表8級の者にあつては、(1)及び(3)の支給額は3,500円
住居手当	(1) 賃貸住宅 ①家賃が27,000円以下の場合 家賃の月額から16,000円を控除した額 ②家賃が27,000円を超える場合 (家賃月額-27,000円)×1/2 + 11,000円 (支給限度額 28,000円)
地域手当	(1) 支給率 6% ※国の制度(支給率) 6%

◇主な職員手当の状況（2）

区 分	内 容												
期末手当 勤勉手当	(令和2度支給割合)												
	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1. 300月分</td> <td>0. 950月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 250月分</td> <td>0. 950月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2. 55月分</td> <td>1. 90月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1. 300月分	0. 950月分	12月期	1. 250月分	0. 950月分	計	2. 55月分	1. 90月分
		期末手当	勤勉手当										
	6月期	1. 300月分	0. 950月分										
12月期	1. 250月分	0. 950月分											
計	2. 55月分	1. 90月分											
	(職務上の段階、職務の級等による加算措置 有)												

退職手当	(令和2年度)	
	支給率	自己都合 応募認定・定年
	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分 33.270750月分
	勤続35年	39.7575月分 47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
	その他の加算措置	応募認定退職 2~45%加算
1人当たりの平均支給額	自己都合 2,430千円 応募認定・定年 20,020千円	

※退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

◇特別職の報酬等の状況

区分	給料・報酬月額 (令和2年4月1日現在)	期末手当 (令和2年度支給割合)	
		6月期	12月期
市長	776,000円	1.675月分	
副市長	608,000円	1.625月分	
		計	3.300月分
議長	500,000円	1.700月分	
副議長	435,000円	1.650月分	
議員	406,000円	計	3.350月分

※市長及び副市長の給料は、20%減額後の金額です。

◇年次有給休暇取得の状況(令和2年度)

・平均取得日数 14.1日 ・取得率 70.5%

※育児休業取得者を除きます。

◇育児休業および介護休暇取得者数(令和2年度)

・育児休業取得者 16人 ・介護休暇取得者 0人

◇分限処分および懲戒処分の状況(令和2年度)

・分限処分者

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数(人)	0	0	3	0	3

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障などのため職員が十分職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

・懲戒処分者

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数(人)	0	0	0	0	0

(注) 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

◇営利企業従事の状況(令和2年度)

・承認件数 151件 ・従事内容 農林業:20件、国勢調査:105件、その他:26件

◇職員研修の実施状況(令和2年度)

研修区分	実施件数	参加人数
那須地区広域行政事務組合が実施する研修	6件	74人
栃木県市町村振興協会が実施する研修	22件	54人
大田原市が実施する研修	6件	499人

派遣研修（栃木県、茨城県大子町）	2件	3人
合 計	36件	630人

◇職員の健康管理の状況（令和2年度）

- 定期健康診断など 実施回数 6回 受診者数 194人
- 人間ドックなど 受診者数 358人
- その他の健診など 11人（B型肝炎抗原・抗体検査）、112人（歯科健診）

◇公務災害補償の実施状況（令和2年度）

- ・認定件数 2件

◇勤務条件に関する措置の要求の状況

- ・係属事案はなく、令和2年度に新たな措置要求はありませんでした。

◇不利益処分に関する不服申し立ての状況

- ・係属事案はなく、令和2年度に新たな不服申し立てはありませんでした。

◇職員からの苦情の処理状況

- ・係属事案はなく、令和2年度に新たな苦情の申し出はありませんでした。

◇職員の福利厚生（大田原市職員互助会）の状況

●概要

大田原市職員互助会は地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生事業を実施するため組織されたもので、職員などの掛金と大田原市などの交付金をもとに次のような事業を実施しています。

●会員数 582人

（注）令和3年4月1日現在。会員数には公益的法人の職員を含みます。

●会員の掛金のみで実施している事業

- ・給付事業（慶弔金や見舞金等の給付）
- ・駐車場事業（職員の駐車場使用料の一部助成）
- ・地域奉仕活動
- ・芸術鑑賞等助成
- ・生涯学習助成
- ・ボウリング大会助成事業（中止）
- ・リフレッシュ宿泊助成
- ・災害ボランティア活動助成
- ・退職者送別会実施事業（中止）

●交付金のみで実施している事業

- ・人間ドック利用等助成
- ・インフルエンザ予防接種利用助成

●令和2年度決算額

科 目	収入額（円）
会 員 掛 金	4,505,064
交 付 金	4,360,940
繰 越 金	3,334,049
繰 入 金	0

科 目	支出額（円）
給 付 事 業 費	2,819,440
厚 生 事 業 費	13,258,995
研 修 費	189,847
事 務 局 費	380,475

雑 収 入	7,559,865
合 計	19,759,918

予 備 費	0
合 計	16,648,757

◇職員の退職管理の状況

本市では、「地方公務員法第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 7 号」までの規定に基づき、「大田原市職員の退職管理に関する規則」を制定し、職員の退職管理の適正を確保するための措置に関し、必要な事項を定めています。

●同法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号に基づき、離職後に営利企業等に再就職した元職員は離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等またはこの子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼することを禁止しています。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

行政職給料表（水道事業及び下水道事業職員を除く）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事又は技師の職務 2 保育士、学芸員、保健師、理学療法士、看護師、栄養士、管理栄養士、臨床心理士又は社会福祉士の職務	54	10.2	主事※	47	281	52.6	係員級
				技師	1			
				保育士※	4			
				保健師	2			
計	54							
2級	1 主任主事又は主任技師の職務 2 主任保育士、主任学芸員、主任保健師、主任理学療法士、主任看護師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任臨床心理士又は主任社会福祉士の職務 3 施設長の職務(再任用職員に限る。)	56	10.6	主任主事※	38	178	33.6	係長級
				主任技師※	5			
				主任保育士	4			
				主任学芸員	1			
				主任保健師※	3			
主任社会福祉士	1							
地区公民館長※	4							
計	56							
3級	主査の職務	171	31.8	主査※	171			
				計	171			
4級	1 係長の職務 2 施設長の職務（2級に掲げられた施設長を除く。） 3 市長が定める主査の職務	95	18.0	係長	5	178	33.6	係長級
				主査	90			
				計	95			
5級	1 主幹の職務 2 副主幹の職務	83	15.7	主幹	70			
				副主幹	11			
				出張所長	2			
				計	83			
6級	1 課長、支所長、中央公民館長又は行政委員会等事務局長（以下この表において「課長等」という。）の職務（7級に掲げられた課長等を除く） 2 総括主幹の職務 3 技術監の職務	28	5.3	総括主幹	27	56	10.6	課長級
				技術監	1			
				計	28			
7級	困難な事務を担当する課長等の職務	28	5.3	課長	26			
				農業委員会事務局長	1			
				支所長	1			
				計	28			
8級	1 部長（福祉事務所長を含む。）の職務 2 議会事務局長の職務 3 特に困難な事務を担当する行政委員会等事務局長の職務 4 教育部長の職務 5 会計管理者の職務 6 参事の職務	14	2.6	部長	7	14	2.6	部長級
				議会事務局長	1			
				監査委員事務局長	1			
				会計管理者	1			
				参事	4			
				計	14			
合計		529	100.0					

- ※ 1級 主事に再任用短時間勤務職員4名、保育士に再任用短時間勤務職員5名を含む。
- ※ 2級 主任主事に再任用短時間勤務職員6名、主任技師に再任用短時間勤務職員4名を含む。
- ※ 2級 主任保健師に再任用短時間勤務職員1名、地区公民館長に再任用短時間勤務職員4名を含む。
- ※ 3級 主査に任期付短時間勤務職員2名を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

技能労務職員給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能又は労務職員	10	25.0	環境管理員※	1
				調理員※	1
				公仕※	8
				計	10
2級	技能職員又は相当の経験を必要とする労務職員	0	0.0		
				計	0
3級	1 相当の技能又は経験を必要とする技能職員 2 相当の経験を有し、かつ困難な作業を行う労務職員	3	7.5	公仕	3
				計	3
4級	1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員 2 高度の作業又は経験を必要とする労務職員	16	40.0	運転手	4
				機械操作員	1
				公仕	7
				調理員	4
				計	16
5級	1 極めて高度な技能又は経験を必要とする技能職員 2 極めて高度な技能又は経験を必要とする労務職員	11	32.2	運転手	1
				道路管理員	1
				公仕	6
				調理員	3
				計	11
合計		40	100.0		

※ 1級の職員全ては、再任用短時間勤務職員である。